

知ってください



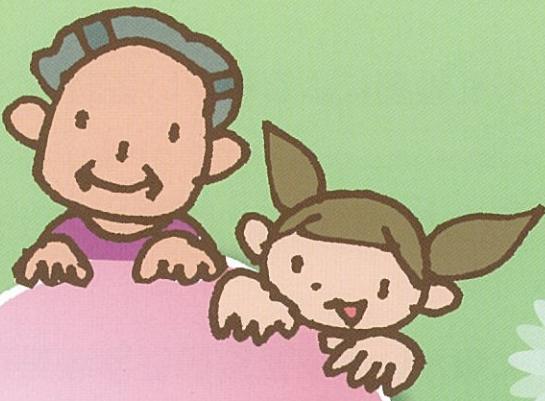
しょう

しゃ ぎやくたい

ぼう し

障がい者虐待の防止について

へいせい ねん がつ しょうがい しゃぎやくたいぼう し ぼう せ こう
～平成24年10月から「障害者虐待防止法」が施行されました。～



「障害者虐待防止法」とは

しょうがいしゃぎやくたいぼうしほう せいしき
障害者虐待防止法(正式には、「障害者虐待の防止、

しょうがいしゃ ようご しゃ たい し えんどう かん ほうりつ
障害者の養護者に対する支援等に関する法律)は、

しょう かた そんげん まも じりつ しゃかいさんか さまた
障がいのある方の尊厳を守り、自立や社会参加の妨

ぎやくたい よ ぼう そう きはっけん ぎやくたい う
げとならないよう、虐待の予防と早期発見、虐待を受

しょう しゃ たい ほ ご じりつ し えんおよ ようご しゃ
けた障がい者に対する保護や自立の支援及び養護者

たい し えん こ う ほ う
に対する支援を講じるための法
りつ 律です。



たいしょう しょう しゃ 対象となる障がい者とは

「障害者虐待防止法」では、身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がいを含む)その他の心身の機能の障がいのある人や、そのほかに心身の障がいや社会的な障壁によって、日常生活や社会生活が困難で援助が必要な人が対象となります。(18歳未満の人も対象になります。)
※障害者手帳を取得していない場合も含まれます。

しゅるい しょう しやぎやくたい 3種類の障がい者虐待

「障害者虐待防止法」では、虐待を以下の3種類に分けています。

ようごしゃ ショウ しやぎやくたい <養護者による障がい者虐待>

ショウ しゃせいかつ せわ しんたいかいじょ きんせんかんり
障がい者の生活の世話や身体介助、金銭管理などをしている家
族や親族、同居人などによる虐待のことです。



ショウ しゃふくし しせつ じょう はたら <障がい者福祉施設従事者等による 障がい者虐待>

ショウ しゃふくし しせつ じょう ふくし じぎょうしょ はたら
障がい者福祉施設や障がい福祉サービス事業所などで働いて
いる従業員による虐待のことです。



しょうしゃ ショウ しやぎやくたい <使用者による障がい者虐待>

ショウ しゃこよう じぎょうぬし じぎょう けいえいしゃ ぎやくたい
障がい者を雇用する事業主や、事業の経営者などによる虐待の
ことです。



ぎやくたい こんなことが虐待に

障がい者虐待の例としては、次のようなものがあります。また、これらが重複している場合もあります。

しんたいてきぎやくたい **<身体的虐待>**

しょう しゃ からだ きず いた お ぼうこう くわ せいとう り ゆう みうご と じょうたい
障がい者の体に傷や痛みを負わせる暴行を加えたり、また正当な理由なく身動きが取れない状態にすること。

たとえば・・・

- ひら て う なく かべ たた む り た の の もの くち い
・平手打ちする・殴る・壁に叩きつける・無理やり食べ物や飲み物を口に入れる・やけどさせる・閉じ込め
- ふ よう くすり の
る・不要な薬を飲ませる など

せいてきぎやくたい **<性的虐待>**

しょう しゃ む り どう い み
障がい者に無理やり（また同意と見せかけ）わいせつなことをしたり、させたりすること。

たとえば・・・

- せいこう せい き せっしょく せいてき こう い きょうよう はだか
・性交・性器への接触・性的行為を強要する・裸にする・キスをする・本人の前でわいせつな話をする・
- えいぞう み
わいせつな映像を見せる など

しんりてきぎやくたい **<心理的虐待>**

しょう しゃ ぶ じょく きょぜつ こと ば たい ど せいしんてき く つう あた
障がい者を侮辱したり拒絶したりするような言葉や態度で、精神的な苦痛を与えること。

たとえば・・・

- ば か ぶ じょく こと ば あ ど な わるぐち い な か ま い こ ども
・「馬鹿」「あほ」など侮辱する言葉を浴びせる・怒鳴る・ののしる・悪口を言う・仲間に入れない・子供
- あつか む し
扱いする・無視する など

ほうき ほうにん **<放棄・放任(ネグレクト)>**

しょくじ にゅうよく せんたく はい せ わ かいじょ しょう しゃ しんしん すいじやく
食事や入浴、洗濯、排せつなどの世話をほとんどせず、障がい者の心身を衰弱させること。

たとえば・・・

- しょくじ すいぶん じゅうぶん あた にゅうよく よご ふく き つづ はい かいじょ びょうき
・食事や水分を十分に与えない・入浴させない・汚れた服を着させ続ける・排せつの介助をしない・病気
- じゅしん
やけがをしても受診させない など

けいざいてきぎやくたい **<経済的虐待>**

ほんにん どう い しょ しゃ ざいさん ねんkin ちんぎん つか きんせん し よう り ゆう せいけん
本人の同意なしに障がい者の財産や年金、賃金を使ったり、金銭の使用を理由なく制限すること。

たとえば・・・

- ねんkin ちんぎん わた ほんにん どう い ざいさん よ ちょきん しょぶん うん よう にちじょうせいかつ ひつよう きんせん
・年金や賃金を渡さない・本人の同意なしに財産や預貯金を処分、運用する・日常生活に必要な金銭を
- わた つか
渡さなかつたり、使わせない など



「虐待のサイン」を発見したら、虐待を受けたら、 速やかに通報・届出をしてください

虐待を発見したとき、虐待かな?…と思ったら下記まで通報してください。
また、虐待を受けた人は下記まで届け出てください。

養護者による障がい者虐待

大野町の責務／相談等、居室確保、連携確保



- ①事実確認(立入調査等)
- ②措置(一時保護、後見審判請求)

障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待

設置者等の責務／当該施設等における障がい者に対する虐待防止等のための措置を実施



- ①監督権限等の適切な行使
- ②措置等の公表

使用者による障がい者虐待

事業主の責務／当該事業所における障がい者に対する虐待防止等のための措置を実施



- ①監督権限等の適切な行使
- ②措置等の公表

☆虐待の通報や届け出をした人の権利と情報は守られます

虐待の通報をした人や届け出をした人の権利は守られます。さらに情報は慎重に取り扱われ、町の職員には守秘義務が課せられています。

また、通報者が施設や職場の職員による場合、通報を理由に解雇等不利益が生じないよう保護規定が明記されています。

大野町障害者基幹相談支援センター

大野町役場 民生部 福祉課内

〒501-0592 岐阜県揖斐郡大野町大字大野80番地
TEL 0585-34-1111(代表) FAX 0585-34-2110